

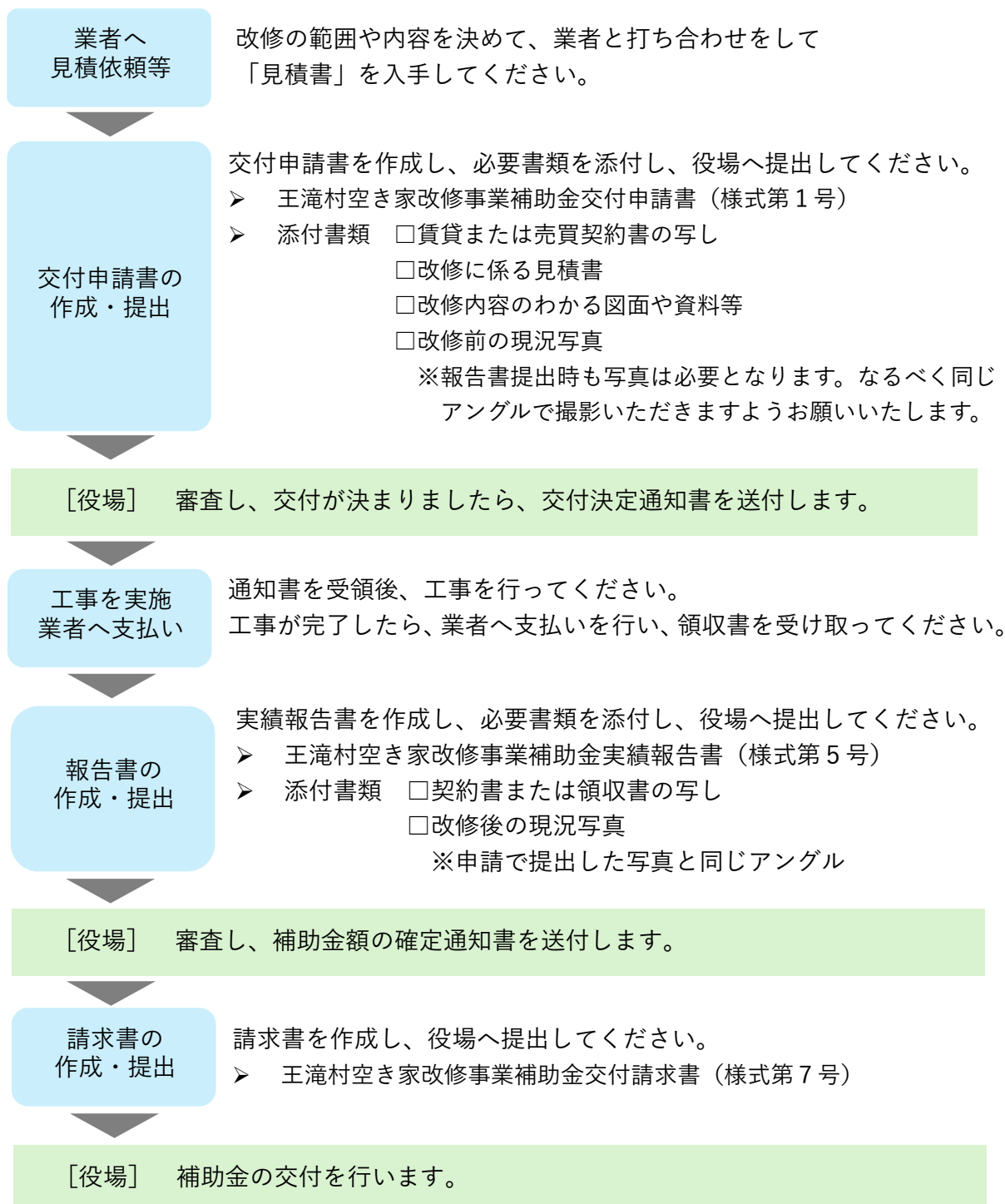
王滝村空き家改修事業補助金のご案内

村では、空き家の有効活用と定住促進を図るため、空き家の改修を行う貸主または買主に対し、補助金を交付しています。

空き家の所有者および利用希望者がともに空き家バンクに登録しており、
空き家の売買または賃貸借契約が成立した場合に申請することができます。

対象者	空き家の所有者または買主	補助率	1/2 以内	[住所要件による加算は裏面をご覧ください]
対象事業	空き家の修繕工事等	上限	75 万円	

手続き **事前申請制 必ず改修を実施する前に相談・申請をお願いします。**



住所要件による加算

村に住民票を有し、生活の拠点を村に置いている貸主または買主の場合
補助率 1/2 以内→2/3 以内 上限 75 万円→100 万円



王滝村ホームページ
空き家改修事業補助金

対象事業

1. 台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに付随する住宅設備品の設置等
2. 内装、屋根、外壁等の改修等

留意事項

- ✓ 原則 1 戸につき 1 回の交付となります。
- ✓ 提出期限 交付申請書…売買または賃貸借契約成立後、1 年以内
実績報告書…事業完了した日から 30 日以内または年度末日のいずれか早い日
- ✓ 変更や中止になる場合
交付決定後に、事業費や補助金額、事業期間が変更になる場合は、ご相談ください。

交付の条件

- ✓ 空き家を賃貸するとして対象事業を行った場合は、
補助金の交付を受けた日から起算して 5 年以上賃貸物件として使用すること。
(ただし、借主の都合で退去し、かつ当該空き家を空き家バンクへ引き続き 5 年以上登録する場合及び当該空き家を定住希望者に売却する場合を除く。)
- ✓ 空き家を売買するとして対象事業を行った場合は、
補助金の交付を受けた日から起算して 5 年以上買主の居住用または事業用として使用すること。
(ただし、やむを得ない事情により当該空き家を取壊し、新築する場合を除く。)

補助金返還の場合

- ・ 空き家の貸主が当該物件を 5 年未満の間に返還を求めたとき。 …下表①
- ・ 空き家の買主が当該物件を 5 年未満の間に
他人への貸与または売買により居住しなくなったとき。 …下表①
- ・ 住所要件を有する貸主または買主が村外に転出したとき。 …下表②

補助金返還の金額

交付日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満
①返還を求める金額 (住所要件なし)	交付額の 100%	交付額の 80%	交付額の 60%	交付額の 40%	交付額の 20%
②返還を求める金額 (住所要件あり)	加算額の 100%	加算額の 80%	加算額の 60%	加算額の 40%	加算額の 20%